

2025 年 2 月 17 日

各 位

アント・キャピタル・パートナーズ株式会社

代表取締役社長 飯沼 良介

**株式会社テクノスジャパンの株券等を対象とする公開買付けに関する公開買付届出書の
訂正届出書提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

アント・キャピタル・パートナーズ株式会社が運営するアント・カタライザー6号投資事業有限責任組合が出資するシー・シックス・エイト・ホールディングス株式会社が発行済株式の全てを直接に所有するシー・シックス・エイト株式会社は、株式会社テクノスジャパンの株券等を対象とする公開買付けに関する2025年2月5日付公開買付届出書について、金融商品取引法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を2025年2月17日付で関東財務局に提出いたしました。これに伴い、2025年2月5日付「公開買付開始公告」（以下「本公開買付開始公告」）の内容が訂正されますので、お知らせいたします。

本公開買付開始公告の訂正に関する詳細は、別添「（訂正）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ」をご参照ください。

【本件に関する照会先】

アント・キャピタル・パートナーズ株式会社

担当＜野呂瀬・藤原＞

TEL：03-3284-1800

（添付資料）

（訂正）公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

2025 年 2 月 17 日

各 位

会 社 名 シー・シックス・エイト株式会社

代 表 者 名 代表取締役 野呂瀬 和樹

(訂正) 公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ

シー・シックス・エイト株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社テクノスジャパン（証券コード：3666、株式会社東京証券取引所スタンダード市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び 2016 年 8 月 10 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）に対する金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を 2025 年 2 月 5 日より開始しております。

今般、公開買付者が、公正取引委員会から 2025 年 2 月 7 日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を 2025 年 2 月 12 日に受領したことに伴い、本公開買付けに係る公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）及びその添付書類である 2025 年 2 月 5 日付「公開買付開始公告」（以下「本公開買付開始公告」といいます。）の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、上記各通知書を新たに添付書類とするため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、本公開買付届出書の訂正届出書を 2025 年 2 月 17 日付で関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、本公開買付開始公告の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではありません。

記

本公開買付開始公告の訂正

本公開買付開始公告について、以下のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

2. 公開買付けの内容

(11) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）（以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ、第 4 号並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者決算短信に記載された純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（752 百万円（注）未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。また、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をい

います。

なお、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第 10 条第 2 項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、措置期間及び取得禁止期間が満了しない場合、排除措置命令の事前通知がなされた場合、及び独占禁止法第 10 条第 1 項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第 14 条第 1 項第 4 号の「許可等」を得られなかったものとして、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）（以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

（注）ご参考：株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者決算短信に記載された純資産の帳簿価額の 10%に相当する額となる剰余金の配当が行われる場合、当該配当に係る基準日時点の対象者の発行済株式総数及び自己株式の数が公開買付届出書記載のこれらの数と一致していると仮定すると、1 株当たりの配当額は 39 円に相当します（具体的には、対象者決算短信に記載された 2024 年 12 月 31 日現在における対象者の純資産額 7,528 百万円の 10%に相当する額である 752 百万円（百万円未満を切り捨てて計算しています。）を、（19,332,565 株）で除し、1 円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

（訂正後）

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）（以下「令」といいます。）第 14 条第 1 項第 1 号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第 3 号イ乃至チ及びヌ並びに同条第 2 項第 3 号乃至第 6 号に定める事項のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 1 号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当（株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者決算短信に記載された純資産の帳簿価額の 10%に相当する額（752 百万円（注））未満であると見込まれるものを除きます。）を行うことについての決定をした場合（具体的な剰余金の配当の額を示さずに、本公開買付けに係る決済の開始日前を剰余金の配当の基準日とする旨を決定した場合を含みます。）又は上記配当を行う旨の議案を対象者の株主総会に付議することを決定した場合をいいます。また、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合、②対象者の重要な子会社に同号イ乃至トまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）（以下「府令」といいます。）第 20 条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。

（注）ご参考：株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者決算短信に記載された純資産の帳簿価額の 10%に相当する額となる剰余金の配当が行われる場合、当該配当に係る基準日時点の対象者の発行済株式総数及び自己株式の数が公開買付届出書記載のこれらの数と一致していると仮定すると、1 株当たりの配当額は 39 円に相当します（具体的には、対象者決算短信に記載された 2024 年 12 月 31 日現在における対象者の純資産額 7,528 百万円の 10%に相当する額である 752 百万円（百万円未満を切り捨てて計算しています。）を、（19,332,565 株）で除し、1 円未満の端数を切り上げて計算しています。）。

以上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類は、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとし

【米国規制】

・本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者の普通株式（対象者株式）及び新株予約権（本新株予約権）を対象としています。本公開買付けは日本の金融商品取引法に定める手続及び情報開示基準に準拠して行われるものとし、その手続及び基準は、米国で適用される手続及び情報開示基準とは必ずしも同一ではありません。特に、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けは、これらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいて作成されており、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者及び対象者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。更に、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

・公開買付者、公開買付者及び対象者の各フィナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連会社を含みます）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引法及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5 (b)の要件に従い、対象者株式及び本新株予約権を自己又は顧客の勘定で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行なった者の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

・本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行われるものとし、本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとし

・本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）（その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者（affiliate）は、これらの「将来に関する記述」に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリース及び本プレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びそれらの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

・会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本プレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとし